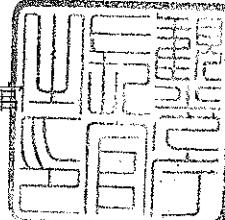




観観産第462号の2  
平成25年2月1日

都道府県知事 殿

観光庁長官



### 改正標準旅行業約款について

今般、旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）第12条の3に基づく標準旅行業約款について、従来の標準旅行業約款（平成16年国土交通省告示第1593号）の一部を改正したところである（平成25年1月24日消費者庁・観光庁告示第1号）。

については、新たな標準旅行業約款に係る下記事項を了知されたい。

また、本件については、別添（写し）のとおり、（一社）日本旅行業協会及び（社）全国旅行業協会に対し傘下会員に対する周知徹底方要請したところであるが、同協会非加入の第三種旅行業者に対し下記事項を周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するようよろしく取り計られたい。

### 記

#### 1. 標準旅行業約款と同一の旅行業約款への変更

第三種旅行業者は、旅行業約款を、法第12条の2の認可を受けようとする場合（既に認可を受けている場合を含む。）を除き、改正後の標準旅行業約款（以下「改正標準旅行業約款」という。）と同一のものに変更すること。

#### 2. 新旅行業約款の設定及び掲示

第三種旅行業者は、旅行業約款を改正標準旅行業約款と同一の旅行業約款（以下「新旅行業約款」という。）に変更する場合には、平成25年3月31日までに行い、平成25年4月1日から、法第12条の2第3項に基づいて、営業

所における掲示等を行うこと。

### 3. 事務手続

第三種旅行業者は、旅行業約款を新旅行業約款に変更することとした場合には、新旅行業約款に変更したことについて、平成25年4月1日から30日以内に、別記様式による届出を登録行政庁に届け出ること。

以上

別記様式  
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

(旅行業者) 住 所  
氏名又は名称 印  
登録番号

旅行業約款変更届出書

旅行業約款を平成 年消費者庁・観光庁告示第 号による改正後の標準旅行業約款と同一のものに変更したのでこの旨、お届けします。

※募集型企画旅行の実施予定の有無： 有 / 無

○消費者庁 告示第一号  
観光

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の三の規定に基づき、標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）の一部を次のように改正し、旅行業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第八十九号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から適用する。

平成二十五年一月二十四日

消費者庁長官 阿南 久

観光庁長官 井手 憲文

募集型企画旅行契約の部第五条を次のように改める。

（契約の申込み）

第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等

「といいます。」を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

募集型企画旅行契約の部第十二条を次のように改める。

(旅行代金)

第十二条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

募集型企画旅行契約の部

（契約の申込み）

募集型企画旅行契約の部  
（契約の申込み）（第三種旅行業者でない場合）

**第五条** 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2| 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定に

かかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3| 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4| 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5| 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（契約の申込み）（第三種旅行業者である場合）

**第五条** 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、旅行代金の二十%以内で当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

**第五条** 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2| 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3| 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4| 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5| 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

		2  当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定に かかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開 始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」と いいます。）を当社に通知しなければなりません。
	2	3  第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部と して取り扱います。
	2	4  募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は 、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲 内でこれに応じます。
	2	5  前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に 要する費用は、旅行者の負担とします。
		(旅行代金)
第十二条	旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日まで に、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければ なりません。	2  通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所 定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行 代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日と します。
		(旅行代金) (第三種旅行業者でない場合)
第十二条	旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日まで に、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければ なりません。	2  通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所 定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行 代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日と します。
		(旅行代金) (第三種旅行業者である場合)
第十二条	旅行者は、旅行開始日以降で契約書面に記載する期日まで に、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければ なりません。また、当社は、旅行開始日より前には、申込金を 除き、旅行代金の収受は一切行いません。	2  通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所 定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行

代金の支払いを受けます。また、カード利用日は、申込金については旅行契約成立日とし、申込金を除く旅行代金については旅行開始日以降で契約書面に記載する日とします。